

しいーぶん

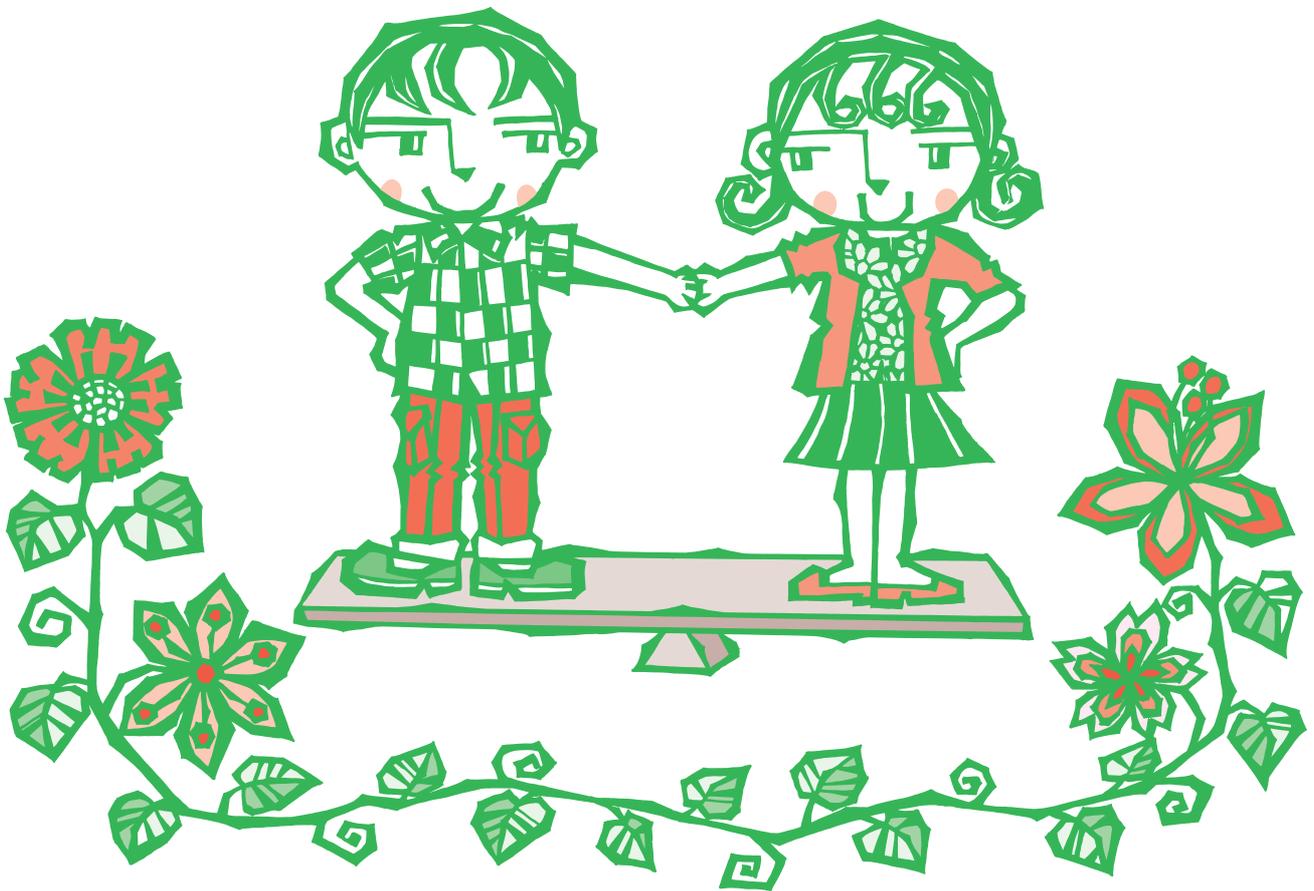
● 素敵なパートナーになるために ●

第10号

平成17(2005)年9月

特集

だん じょ きょう どう さん かく
男女共同参画ってなあに？



みなさんは「ジェンダー」ということばを知っていますか。

生物学的な性別とは違い、「ジェンダー」は社会的・文化的につくられた性差のことをいいます。

例えば、「男は仕事、女は家庭」というように、個人の能力ではなく性別によって、男女の役割を決め付けてしまうことも「ジェンダー」の一つです。

近年、仕事を持つ女性が増えてきました。その多くは家事・育児も担い、「男は仕事、女は家庭も仕事も」という新たな役割分担が定着しつつあります。一方、男性にとっても、残業過多やリストラの不安などの中、「男は仕事」と決められてしまうことは、大変厳しいことと言えます。

「ジェンダー」を含む私たちの価値観は、これからの一人ひとりの考え方や行動によって変化していきます。様々な個性や能力を生かすためにも、性別にとらわれない考え方をしてみませんか。

特集

だんじょきょうどうさんかく 男女共同参画 つてなあに？

あなたは、「男女共同参画(だんじょきょうどうさんかく)」という言葉を見聞きしたことがありますか？今回の『いーぶん』10号では、身近な事柄について、考えてもらうことから始めたいと思います。男女共同参画という言葉を知っている人も初めて見た人も、まずはスタート！

そう思う → そう思わない → を選んでください。

スタート.....

本人の希望や能力、向き不向きもあるので、「男は仕事、女は家庭」と単純には決められない ①

子どもの学校行事のため、母親ならともかく父親が会社を休むのはよくない ①

職場で女性に責任のある仕事を任せては気の毒だ ②

グループの代表者は、女性より男性の方が向いている ③

男性も女性も、ひとりの人として家事ができるといい ②

介護の担当は、何と言っても、やはりお嫁さん ④

家事・育児・介護などのやりがい・喜び・責任などは家族みんなで分け合いたい ③

「男(女)のくせに」と、ひとを性別でくくらないよう気をつけている ④

固めの頭？
まだまだ20世紀人



ジェンダー(*表紙参照)にとられすぎ？

しきたいや
慣習に悩む現代人



男女差別は嫌だと思っているけど現実には難しい...

一歩先行く
男女共同参画社会人



男女共同参画を
実践している方ですね

あなたはどこへたどり着きましたか？

「人は色々な考えがあるんだ！」と思われた方もいるかもしれません。そのとおりで、私たちは多様な個性や能力を持つとともに、考え方も多様です。だからこそ、「男だから、女だから」とこだわって縛りかけるのではなく、家庭や職場、地域などで身近な人を尊重し、個性や能力を生かす考え方をしてみませんか。

男女共同参画社会とは...

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会。

(男女共同参画社会基本法より抜粋)

設問

1 ~ 4 について

- こちらの設問に対しては、「**そう思う**」を選んだ方が
- **男女共同参画社会に近づく考え方**です。



1-->自分の希望や能力を生かす
生き方をしたいな。

2・3-->中学校・高校でも家庭科は
男女共修だよ。みんなが、ひとりの人
として日常生活に必要な衣・食・住に
関することを勉強するんだ。
助け合って生活できるといいよね。



4-->「男のくせに泣くな！」とか言いたく
ないし、「女のくせにでしゃばるな！」
とか言われたくない！

設問

1 ~ 4 について

- こちらの設問に対しては、「**そう思わない**」を選んだ
方が、**男女共同参画社会に近づく考え方**です。

1-->お父さんだって授業参観や学習発表会に
行きたい！家庭も仕事も両立したいのは男も同じ！



2-->男女が様々な機会の均等を望むのなら、
当然責任も均等になるわね。

3-->グループの代表者に必要な
能力は、男性だけが持っているの？
能力のある女性にも活躍して
ほしいな。



4-->介護は、本当に大変。
家事・育児と並んで女性がするものと思われがちだけど、
家族みんなで一緒にがんばろうよ！

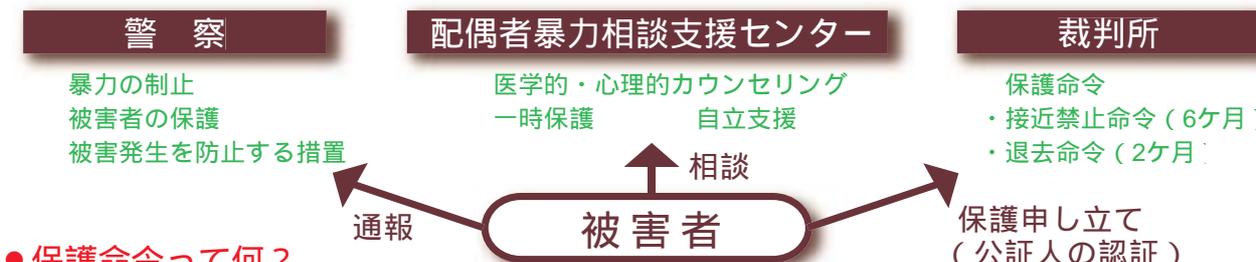
男女共同参画キーワード

この言葉、知っていますか？

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律

通称、配偶者暴力防止法・DV防止法。これまで「犯罪とまでは認識されていなかった」配偶者等からの暴力を犯罪と規定しました。通報・相談・保護・自立支援等の体制を整備し、配偶者等からの暴力の防止と被害者の保護を目的としています。

< 配偶者暴力防止法の仕組み >



● 保護命令って何？

保護命令は、配偶者等からの暴力の被害者を守るために、裁判所が加害者に対して出す命令です。

被害者の申し立てにより、裁判所が、生命または身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと判断した場合に出されます。「つきまとい」や「はいかい」を禁止する接近禁止命令(6ヶ月間、再度の申し立て可能)と生活の拠点としている家から出て行くように命じる退去命令(2ヶ月)の2種類があります。

● 法改正があったと聞きましたが...

保護命令の対象を、子どもや離婚した元配偶者まで拡大するとともに、退去命令の期間を2週間から2ヶ月に延長することなどを柱とした改正法が成立し、平成16年12月2日に施行されました。

ひとりで悩まないで！困ったときには、次の無料相談窓口をご利用ください。

[電話による相談]

◆ 弁護士によるDV専門電話相談【ウィルあいち】

... ☎ 052(962)2568

日程 / 原則毎週土曜日 午後2時～3時30分

◆ 女性の人権ホットライン【名古屋法務局】

... ☎ 052(952)8188

日程 / 毎週月～金曜日 午前8時30分～午後5時

[面接・電話による相談]

◆ 女性悩みごと相談 ... ☎ 0586(28)8100(代)

【市役所一宮庁舎】1階子育て支援課相談室 日程 / 毎週火曜日 午前10時～午後4時

【 " 尾西庁舎】社会福祉センター4階相談室 日程 / 毎月第4水曜日 午後1時～3時

【 " 木曽川庁舎】1階第1相談室 日程 / 毎月第1・第3月曜日 午後1時～4時

◆ 女性悩みごと相談 ... ☎ 0586(71)5900

【尾張県民生活プラザ】ルポ・テンサンビル4階 日程 / 毎月第2・第4月曜日 午前10時～午後4時

【広告】

離婚・養育費・婚姻費用・DV被害



弁護士法人 **公園通法律事務所**

弁護士 瀧 康暢 弁護士 鈴木 含美
 弁護士 小出 智加

※ご相談の方はお電話にてご予約ください

TEL 0586-26-6266

一宮市公園通3-30-6

(一宮裁判所交差点すぐ)

<http://www.park-lo.com>

愛知県弁護士会所属



破産・サラ金・クレジット・少年事件

編集協力者 / 岡西 美子、横井 秀子、吉田 和江、
 伊藤 孝司、岩田 宏美

編集・イラスト協力者 / 後藤 明美

編集・発行 / 一宮市企画部企画政策課

〒491-8501 一宮市本町2-5-6

TEL 0586-28-8952

FAX 0586-73-9128

eメールアドレス kikakuseisaku@city.ichinomiya.lg.jp

ホームページアドレス <http://www.city.ichinomiya.aichi.jp/>

* 企画政策課のホームページでは、『いーぶん』のバックナンバーがご覧いただけます。